

VAMOS 上郡 FC 送迎にかかわる規約

第1条（目的）

本規約は、平日練習送迎時において、VAMOS 上郡 FC（以下「当クラブ」という）による送迎等にかかわる車両（以下「クラブ車両」という）を運行する実施方法を明らかにし、クラブ会員の送迎を安全かつ円滑に行うことができるようにすることを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 当クラブによる活動の集合場所・解散場所までの送迎は、原則として保護者の責任において行うものとする。
2. 当クラブがクラブ車両を運行する場合、クラブ会員は本規約を遵守したうえで利用することができる。

第3条（送迎の対象および区間）

1. クラブ車両の利用は、当クラブ指定の申込書を利用3日前までに提出し、保護者の同意を得たクラブ会員とする。
2. 送迎の区間は、利用するクラブ会員が通学する小学校から練習会場までを原則とする。
3. クラブ車両の乗降場所は、当クラブが指定した所定の場所とし、運行上の安全確保のため、指定場所以外での乗降は原則として認めない。
4. 運行ルート・乗降時間等は、利用者の状況を考慮し、当クラブが決定するものとする。
5. 送迎は、原則として往路のみを対象とするが、復路希望者には事前相談を行うものとする。

第4条（送迎実施日）

送迎は平日の練習日に限って実施する。試合や休日練習への送迎は原則として行わない。

第5条（送迎車両および運転者）

1. 使用するクラブ車両は、当クラブ関係者が所有する普通自動車とする。同乗定員は、運転者1名と最大4名のクラブ会員とする。
2. 運転者は、当クラブが指定した者とし、普通自動車免許を有し、安全運転に十分配慮できる者とする。前項人数を超えるクラブ会員の希望がある場合、または、運行計画において必要と認められる場合には、指導者が運転者となり、指導者の車両（以下「指導者車両」という）にて送迎を行うことができる。
3. 運転者は、自動車任意保険において保険適用される運転者でなければならない。

4. 運転者は、出発前に車両点検を行い、安全確認を徹底するものとする。さらに、法令を遵守し、安全運転に努めるものとする。
5. 運転者は、もし、送迎中に事故が発生した場合は速やかに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。
6. クラブ会員は、運転者の指示にしたがい、安全確保に協力するものとする。

第6条（保険および補償）

1. クラブ車両、または、指導者車両は、自動車任意保険（対人・対物・人身傷害）に加入しなければならない。さらに、クラブ会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。
2. クラブ車両、または、指導者車両の送迎中に発生した事故に関しては、該当車両の自動車保険の範囲内（対人・対物・人身傷害：無制限）で適用する。
3. 次の各号に該当する場合、前項の責任を越えて、クラブがその責任を負わないものとする。
 - （1） 自然災害・突発的な路面崩壊など、予見や回避が不可能な事由による事故
 - （2） クラブまたは運転者に過失がない場合（不可抗力による事故等）
 - （3） 同乗者の故意・過失により発生した事故（同乗者が運転中にドアを開けた等）

第7条（保護者の責任と協力）

1. 送迎利用にあたっては、本規約の内容を理解し、同意のうえで申込書を提出するものとする。
2. 保護者、ならびに、クラブ会員は、乗降時に安全確保に努めるものとする。
3. クラブ車両の運行スケジュールを守るため、乗車場所には指定時間の10分前までに到着しておくこと。また、クラブ会員が欠席または遅刻する場合は、速やかにクラブ指定の方法で連絡すること。
4. クラブ会員が車内で迷惑行為・安全を脅かす行為を行った場合は、送迎利用を停止する場合がある。
5. 利用するクラブ会員は、町内小学校への送迎は片道100円、ダイセル播磨光都サッカー場、および、赤穂の天塩海浜スポーツセンターへの送迎は片道200円を運転手に現金、または、事前購入を行ったチケット（11枚綴1000円〈1枚100円分チケットとする〉）によって支払うものとする。

第8条（その他）

本規約は必要に応じて改定することができる。本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができる。

（附則）

この規約は2025年11月13日から施行する。

送迎希望申込書

クラブ会員氏名： _____

学年： _____

保護者氏名： _____

希望期日と曜日： _____

緊急連絡先（携帯）： _____

本規約の内容を理解し、同意のうえ申し込みます。

保護者署名： _____
